

第五十一回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 第五号

昭和四十一年三月二日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 原 茂君

理事 菅野和太郎君

理事 中曾根康弘君

理事 前田 正男君

理事 岡 良一君

小宮山重四郎君

山内 広君

出席國務大臣

國務大臣 上原 正吉君

出席政府委員

科学技術振興対策特別委員会

官 田川 誠一君

官 小林 貞雄君

官 高橋 正春君

官 谷 寛君

官 村田 浩君

官 松浦 陽惠君

官 橋本 宇一君

官 塚本 憲甫君

官 和達 清夫君

官 渡辺美智雄君

官 米内山義一郎君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

官 高木 昇君

総理府技官 宇宙開発推進 高木 昇君

本日の会議に付した案件

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

科学技術振興対策に関する件(科学技術行政に関する問題)

○原委員長 これより会議を開きます。

科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

本日は、科学技術庁付属各研究機関よりその概況説明とあわせて、それぞれの立場からの要望がありましたならば、これを承りたいと存じますので、どうか忌憚のない御発言をお願いいたします。まず最初に、高木宇宙開発推進本部長よりお願いいたします。

○高木説明員 高木でございます。皆様方のお手元に宇宙開発推進本部と書かれたした紙の一枚のものを差し上げてございまして、それについて内容、現状を簡単に御説明申し上げたいと思っております。

予算は、昭和四十一年度は四億五千万円いたしたことになりましたが、そのうち、宇宙開発研究委託費として、二億一千五百万でございますが、その内容は、実用衛星の共通的部分を早急に開発するということ、第二は飛しょう体でございますが、特に液体燃料のロケットを在来どおりずつと続けて進めてまいりまして、これが将来の実用衛星用のロケットに間に合うように進めるつもりでございます。

なお、もう一つ、強化プラスチックを材料といたしまして、ロケットチェーンパーも重点的に取り上

げまして、本年は幸い地上試験の費用がつかまりましたので、十分な研究をする予定でございます。

第三は、この中で誘導制御をもう少し精度の高いものを早急に国として開発したい、こう考えまして、これも二、三年を続いている項目でございますが、目的をはっきりして進めたいと考えております。

宇宙開発試作品費のほうは、小型ロケットの打ち上げでございますが、後ほど申し上げます。

なお、研究設備整備費として、今年度一億円がつかまりましたが、これは液体燃料ロケットのいろいろな実験をするための地上施設を主に充てまして、だんだんとこれをふくらましていきたいと思っております。

(2)は人員でございますが、現在、四十一年度に合計三十三人になるのでございますが、機構はそのような状況でございますので、本部長以下総務課、企画課、開発部、三つありまして、その下に、ロケット開発室、ロケット機器開発室、人工衛星開発室がありまして、飛しょう実験室というのを四十一年度から新設いたします。少ない人数でやっておりますが、実際には、科学技術庁の航空宇宙技術研究所のほうからそれぞれの分野の御専門家を十一人兼任にいたしまして、この三つの開発室におきまして、そういう方々に上記のいろいろな予算の計画なり実施にたいへんお世話になっております。

このほか、大学側の連絡機構といたしまして、技術懇談会というものを昨年早々にスタートいたしました。東京大学の教授五人でございますが、それと航空技術研究所のおもな方五人、本部とで長期計画などをいろいろと検討しながら進めてお

りまして、その結果、一応五年の長期計画を立てまして、実用衛星をどういふふうに進めていくかという大体の地上のスケジュールはできました。

それに沿ってできるだけ努力をしたい。

第三番目は、おもな研究成果といたしましてロケットの発射のことだけ述べましたが、三十九年には計五基の打ち上げを行ないまして、四十年は六月、十一月の二回にわたって計十基を上げました。こちらに数字を落としましてが四十一年度は六月、十一月に二回やるつもりでございますが、計十六基でございます。五基、十基、十六基というふうに基数も漸増的で、少しずつではございますが、増すような方向に進んでおります。四十一年度内には三・五トンの液体燃料ロケットが初めて飛ぶと思っておりますので、これによって液体燃料ロケットの性能も明らかになればあとの年度で非常に参考になると思ひまして、このほうを非常に進めております。

四番目は、現在の研究内容をかいつまんで申し上げたのでございますが、ここにも申しましたように、三段、四段となるべきロケットで、そのうちの一段は液体燃料がうまくいけば採用されるであろうし、そのうちの一段は強化プラスチックを筒にいたしましたロケットが採用されると思ひます。この強化プラスチックのチェーンパーにつきましては、今年度から東大のほうでも若干基礎研究をやっておりますので、合同で研究班を組織して、この本部における試験をできるだけ有効的にしようと考えております。これに比べてチャタンのほうは、いま東大のほうでやってもらっておりますが、おそらく強化プラスチックのほうは将来見込みが強いのではないかと、私はこう考えております。一段目、二段目のロケットにつきましては、ミューロケットが東大のほうで順調に進みましたが、実用衛星を打ち上げるにはそれよりももう少し大型のものが必要と考えておりますので、東大ではミューロケットの大ききにとどめまして、それ以上の大ききものを本部のほうで直ち

に着手する、これは四十二年度の概算要求に出す予定でございます。このほりは、一段目、二段目はそう困難なくいくのではないかと思いますので、四十一年度からはその設計とか開発などを東大のほうから本部のほうへ援助いたしまして、四十一年の間に一応の設計を完了しておきまして、四十二年度の予算とともに地上試験ができるようにしたいものだ、こういう考えでございます。

二番目の柱の人工衛星につきましては、人工衛星の中の部品などは非常に多数にわたっておりまして、当然実用衛星、科学衛星も含めて共通な部分が多々ございます。太陽電池の問題とか電源の問題などがそれでございますが、これも過去二、三年来開発研究を続けられておりますが、目標がきまるのはおそらく四十二年以降になるかと思っております。それに間に合うようにいまから信頼性の向上をはかった共通部品の研究を進めております。地上施設につきましても十分机上プランで練っておく必要がございますので、今年度の予算をもとにいたしましてだんだんと将来の計画をよく練りつつあるところでございます。

以上のような計画はすべて宇宙開発審議会に出しまして御審議を仰いだ上で実行に移す次第であります。とりあえず本部としては航空宇宙技術研究所、東大関係の方々の御援助を得ましてできるだけ汎日本的にこの計画を縦横に討議していただきまして、その上で強力に推進したい、こう考えております。

簡単にございますが、現状の御説明を終わります。

○原委員長 御苦労さまでした。

次に、松浦航空宇宙技術研究所長にお願いいたします。

○松浦説明員 松浦でございます。

簡単に説明をさせていただきますと、最初にお手元にお配りいたしました航空宇宙技術研究所と書きましてガリ版の資料でございますが、この最初の第一のところに予算・人員の推移という表がございます。私たちの研究所は昭和三十一年度

足いたしました。最初は航空技術研究所と申しまして、関係各省庁の共用に供する研究設備を持つという任務もあわせて与えられておりました関係で、当時の航空技術審議会の答申によりまして、整備六カ年計画というのを三十一年度から三十六年度にかけて行ないました。この計画によりましてつくられた施設・設備整備費はこの表の下から四番目のところに書いてございますが、一番多いときで約十五億という予算をちやうだしいしたのでございます。

昭和三十一年度からはわれわれのほうで第二次計画というのを立てました。第二次計画は三十六年、当時の航空技術審議会諮問第五号でありまして、その答申によりまして、重要研究課題としていろいろものを国としては推進すべきであるという答申が出されました。その線に沿った研究及び設備計画でございます。その中に設備といたしましては、主として大型低速風洞を使って研究するV・STOL機すなわち垂直離着陸機及び短距離離着陸機と申します。こういう機種の研究をやる、そういうために必要な大型低速風洞、それからロケットの技術の向上を行なうための比較的基礎の面に重点を置きました研究であります。それを進行する施設を三十八年度は若干考えました。ところがその後宇宙開発審議会の諮問第三号答申でありまして、それが出されて、さらにロケット関係の研究及び設備は、これをさらに強化するという方針に修正をいたしました。現在三十七年度から立てました第二次計画、これは五カ年でございましたが、その最終年度に間もなく入ろうとしておる段階でございます。四十一年度は、この表の最後に書いてございますように、合計十六億四千万強の予算の内示をいただきました。人員定員四百七十名で研究業務を行なうことになっております。

研究のおもなるものを申し上げますと、先ほど申し上げました昭和三十一年度から発足いたしました第二次計画ではV・STOL及びSTOLに関する研究、ロケットに関する研究、それから高速機

に関する研究。第三の高速機に関する研究と申しますのは、一名超音速機及び超音速機に関する研究というふうに呼称しておりますが、この三つの大きな研究の柱を立てまして、この線に沿って研究を進めてまいりました。V・STOL及びSTOLに関する研究につきましては、こういう飛行機は低速で飛ぶ、またV・STOLと申しますと、まっすぐに地面から飛び上がるわけでございますから、この場合には飛行機が前進によって得られる空気がないわけでございますので、特別な方法でもって安定を保つ、また操縦をするというようにすることが必要になってまいります。安定性及び操縦性に関する研究が、その中の一つの重要な研究項目でございます。

それからもう一つは、こういう経済的に成り立つような飛行機を生み出して、これを実用化するということについては、軽量の推進用のエンジン、このエンジンは飛行機を前進させるのに使いたして、また飛行機を上るのほうにまっすぐ持ち上げるために使いたしても、いずれにいたしましても比較的軽くて大きな推力を出すエンジンが必要なのでございます。主としてこのV・STOL及びSTOLに関する研究の重点は、安定及び操縦に関する研究と、軽いエンジンの研究であります。このエンジン研究は試作研究でありまして、現在推力が約一トン二百キログラム、重量がほぼ百二十キログラム、推力と重量の比が一〇程度でございますが、三十八年度から試作研究を開始いたしました。そして一昨年の暮れに完成いたしました。約一年にわたりました試験運転を行ないました。現在のところ非常に順調に進んでまいりました。

したがって、このエンジンをさらに推力と重量の比を向上するという方向に持っていけるといふ確信がございましたので、現在のところ推力と重量の比が一三・六程度のものでございます。さらにこれをいろいろ改良いたしております。その次には推力と重量の比が約一六まで向上いたして、さらに今後の予定といたしましては推力と重量の比が二四、五から三〇をねらったものを研究したい、こう考えております。

それから、安定及び操縦に関する研究の基礎をいたしました。四十年度及び四十一年度に予算をちやうだいたしました。これは、先ほど申し上げましたのがございます。これは、先ほど申し上げました軽いジェットエンジンを使いたして地上から浮き上がる研究設備を言うわけでありまして、地面から浮き上がる、かようなフライングテストベッドと申します研究装置を使いまして、安定及び操縦に関する研究を行なう予定にいたしております。

ロケットに関する研究でございますが、先ほど宇宙開発推進本部長からも話がありましたように、私たちのほうは推進本部で開発されるロケットについての全面的なバックアップをいたしております。したがって、私たちのほうから研究者を十一名、さらに他の要員も入れまして現在十四名ですが、推進本部に出しております。したがって、われわれのほうのロケットに関する研究は、推進本部の開発計画と歩調を合わせて進めておりますが、それ以外に、われわれのほうといたしましては、かなり先を見たと研究を進めております。

一つは液体ロケットのうち極低温推進薬を使用した液体酸素ロケットでございます。この研究に關しましては、現在小さい実験装置を持っておりまして、これは現在本所で進めておりますが、昭和四十一年度には推力七トン半を標準にいたしました液体酸素ロケットの試験ができます。テストスタンドを角田支所のほうに設置をする予定にいたしております。角田支所は昨年の七月関係各方面の御協力を得まして旧海軍火薬庫と、宮城県の大船岡火薬庫とでございますが、ここに約九十万平方メートルの土地をわれわれのほうに一時使用を認めていただきました。発足いたしましたところでございます。こちらのほうでそういう研究は行なうつもりにいたしております。

高速機に対する研究、すなわち超音速、音の速さからさらにそれを上回ります超音速に関する研究は、現在のところ主として空気力学の面、たとえば羽の形、胴体とか尾翼の問題、また、こう

ちょうとここのところで、昨年非常に問題になりました研究学園都市にわれわれのほうが行く、行かないという問題があったのでございますが、これが科学技術庁と大蔵省との間で円満に話が解

は創立十周年の祝いをやりますので、たいへん恐縮でございますけれども、もしおひまがございましたら御招待申し上げますから、ぜひ見て御批判をお願い申し上げます、また将来に対していろいろお教

えをお願いできますれば非常に幸いだと存しておる次第でございます。

どうもいろいろありがとうございます。

○原委員長 御苦労さまでした。

次に、塚本放射線医学総合研究所長。

○塚本説明員 放射線医学総合研究所の成り立ち及び現況、それから研究内容などについて簡単に御説明申し上げます。

この小冊子を御参考に御説明申し上げます。ただこの小冊子にいたしません。

御存じのように、放射線の問題は非常にいろいろな問題として取り上げられるわけですが、例のビキニのときにああいう原爆の実験で日本に被害が出たという問題もございまして、日本学術会議から内閣総理大臣にこういうことを十分研究する研究所をつくれというところから始まったわけですが、そういう世の中でありましたので、初めには文部省の下に放射線基礎医学研究所をつくらうかという話がございまして、それと同時に、厚生省ではやはりそういう環境衛生的な放射線に関する研究所がほしいというふうなことでございまして、それを原子力委員会が取り上げられて、両方一緒にしたものを科学技術庁の傘下につくらうかという事になりました。そのときがございまして、そんな関係で非常に広い範囲のいろいろな仕事で私たちの研究所に親せかれておりますが、二ページの一番上のところをお開きいただきますと、そういう意味で、放射線による人体の障害並びに予防、診断及び治療に関する調査研究というのがまず第一にあげられております。

その次に、放射線の医学的利用という問題、それからこの両者に必要な技術者の養成訓練ということが三つの柱というふうに考えていただいているかと思ひます。その下に書いてございまして、な経過で、橋本先生のところより一年おくれまして三十二年の七月に発足したわけですが、実際のには三十四年に現在の千葉に移りまして研究

究を始めたという形でございまして。

次に、これまでの予算というふうなものがグラフにございまして、ごらんいただきますと三十五年の七億二百万円、このときは建設当時でございまして、かなり予算をいただいてやりまして、それからあとは大体横ばい、五億数千円というところでございまして、放射線の研究の問題は、ほかの学問もそうでしたけれども、特に新しい学問であるということと、日進月歩の進歩というところ、最初で予定いたしましたよりもいろいろな設備が必要というふうなことで、新しい研究あるいはいままでの施設が狭隘になりましたので、本年度はそういうところを改善していただくために予算要求をいたしまして、おかげで六億四千三百万円という予算をつけていただきました。そのうちの約一億円に当たるものが、第二研究所とわれわれが言っておる新しい研究所の設備に回ることになっております。

その次の表を見ていただきますと、これが組織でございまして、研究部はすでに十一研究部に分かれております。そしてそれをごらんいただきますと、物理、化学、生物、遺伝、生理病理というふうな基礎の学問に非常に必要なる方面の学者がおりますと同時に、その次にございまして、障害基礎研究部とか、薬学研究部とか、環境衛生研究部というふうな、先ほど申し上げました厚生省的な役割りを果たすような研究部もできております。

研究の進め方でございますが、四十年から特に特別研究、プロジェクト研究というものをやりました。これは中で非常に議論された問題で、当面ぜひ早く研究を完成したい。ここにございまして、たとえばプルトニウム、これは原子力の平和利用によりまして、核燃料、ことに日本でも再処理が近い将来に迫っている問題でございまして、特にこういう核種についてあらゆる観点から研究を進めていくというところは、われわれの研究所の使命であると同時に、これから燃料公社等においても非常に希望されている研究でござい

ざいます。ことにこの核種は、それ自身毒性がある以外に、からだへ入った場合、たとえば呼吸で入っても傷から入りましたも、動きがまだよくわかっておらぬ、しかも、その問題がいろいろあるというところで、それを幾つかの課題に分けて、それぞれの専門家が協力してやろうということでございます。

もう一つ、四十一年度から始める予定にしているいろいろな案を練っておりますが、次にあります放射線障害の回復に関する調査研究であります。御存じのように、大量の放射線を受けたときのことはかなりいろいろわかってまいりましたけれども、その機構なり、あるいは少線量でもその線量に匹敵して同じような障害が起こるかどうかというふうなことは、これからいろいろこういふ分子レベルの研究とか、細胞のレベルの研究とか、そういうことから臓器並びにホルモンというふうな問題を解決していきまさんと、はたしてどれだけの障害が起こるかというふうなことが判然としたてまいりません。幸い、われわれの研究所には、そういうことを総合的に取り上げてやれるようなバックグラウンドのサイエンスの研究者が多いのでございまして、そういう問題を詳しくやっていきたいというふうに考えております。

なおまた、病院という施設がございまして、これは先ほど申し上げた放射線の医学的利用という意味で、幸いに放射線のいろいろな線源、たとえばベータ線とかあるいはリニアックとか、まだあまり方々にないような非常に高エネルギーのものでございまして、これを臨床に應用してガン治療をやろうというふうなことで、それで、病院でいままで扱いました患者の数などもここにあげておきました。それと同時に、また新しいアイソトープというものが、ガンのみならず医学的にいろいろな診断の応用部門があって、いわゆる核医学と申します。そういうことの研究を並べて進めていくというところでございまして。

最後に、こういう大きな紙がございまして、で、ちよっと見ていただきますと、放射線の障害の発

生ということが上から時間が十のマイナス十六乗秒というふうなことが書いてありますが、放射線が当たったときの第一次の変化というものが、エネルギーの吸収に次いでこういふ短い時間に起こって、それからいろいろな変化が次々と起こってくるというふうなことでございまして。それに対しておもしろい関係をおる部をあげておきますと、最初は物理研究部というものと、密接な関係がある化学、そして分子のレベルになりますと生物というふうなものが必要になってまいります。

大体的概要はそういうことでございまして、まだまだわれわれのほうの学問は、欧米諸国に比べてスタートがおくれたこと、一方において原爆の被爆国であるという点がございまして、いろいろ放射線障害というものが大きな問題をおこしておりますけれども、また他方、そういうことの評価というものがはつきりしないために、放射線あるいは原子力の平和利用ということがスムーズに進まないというふうな問題もございまして、こういう点を説明するわれわれの研究所というものは、ほかの研究所のようにいろいろなものをおつくりになるというふうな景気のいいものではない、いませんけれども、たいへんに必要な一面をになつておるということをお考えいただいて、今後御協力、御援助願いたいと思ひます。

○原委員長 御苦労さまでした。

次に、和達国立防災科学技術センター所長。

○和達説明員 国立防災科学技術センターは昭和三十八年四月に設立されまして、本年が三年目でありまして。

その任務、いまいたしております仕事を簡単に申しますと、第一番目が、防災に関する試験研究のために必要な施設で関係の機関が共用して使うところの施設や設備を備えることとございまして。第二番は、多数の部門が協力して行なう総合的な研究を推進することとございまして。第三番目は、そういうふうな総合的研究推進にあたって、それを効果的にするために、防災センター自身が基礎的な調査を行なうこととであります。

その次は、防災に関する内外の資料を収集し整理し、保管して提供することであり、これらの仕事を設立以来だんだんにつとめて整備してまいりました状況は、お手元の説明資料でござんいたかと思ひます。

第一番に、予算のこととございまして、昭和四十年年度が一億九千八百万円、昭和四十一年度もほぼ同額であります。

人員につきましては、現在六十三人、昭和四十一年度で七十三人になる予定であります。

機構につきましては、ごらんのように二課三研究部、それに雪害実験研究所が新潟県長岡にござい、また、流動研究官という制度がござい、

ここで補足いたしますが、これらの仕事をいたしますにあたりまして、この運営は運営委員会というものに諮問して行なうことになっております。運営委員会は、関係各機関から代表者を出しておるのでござい、

その二枚目におきまして、共用研究施設として現在までに雪害実験研究所と波浪等観測塔とを整備してまいりました。雪害実験研究所につきましては、ほぼ完成に近くなつておりますが、波浪等観測塔につきましては現在整備中でござい、本年十二月から本格的観測研究を開始される予定であります。

なお、大型耐震実験装置につきましては、昭和四十一年度におきまして主要部分の大力加振機の試作研究を計画いたしております。

その次は研究業務でござい、特別研究と総合研究とに分かれております。特別研究は、総合研究を推進するための防災センターが行なつておる研究でありまして、総合研究のほうにつきましては、ここにござんいただけまうように、風水害、沿岸防災、地表変動防災、地震防災、雪害、スモッグの七つのテーマのほか、緊急研究として昨年の異常残雪と台風による山地崩壊機構の研究を行なつております。

次に防災の資料の収集整理につきましては、充足以来つとめておりますが、現在まだ十分に収集整理できておると申せないのははなはだ残念で

はありますが、目下努力中とござい、

以上申し上げましたように、防災センターは、発足以来三年目にあたり、ようやく軌道に乗りつゝありまして、着々仕事を進めておる現状であります。日本国の防災の科学技術面におきましては、なお発展推進すべき面の多いことは申すまでもなく、本センターにおきましてその任務を全うすべく今後努力したいと存じております。

○原委員長 御苦労さまでした。

○原委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 一、二の点だけをお伺いしたいと思ひますが、まず金属材料技術研究所の橋本所長にお伺いいたします。

提出を願つておるこの資料の二枚目の「4 主な研究成果」に「研究発表」と「特許」、こういうことになっていて、現在八件の特許を持ち、二十三件が特許出願中、こういうことになっておるのですが、実は当委員会がワッパ8型等の企業化といひます、商品化の問題をめぐりまして、国または国の機関等がそういう新しい研究なり発見をした場合に、特許を出願する場合、あるいはしないといった場合、これは必ずしも各機関において一致してないと思ひます。また、した場合でも、その所属する機関が出願する場合、あるいは個人が出願する場合、いろいろあるわけなんです、この八件ないし出願中の二十三件、そういうのは、出願者はだれになつておりますか。それから、出願にあつても個人でなつて機械でやるとか、あるいは個人でもまああるのならば、その区別をつける基準が何かあるのかどうか、まずその辺をお伺いいたします。

○橋本説明員 お答え申し上げます。ここにござい、特許八件ないし出願中二十三件、これは全部金属材料技術研究所長橋本宇一としての出願でござい、したがって、出しました特許は全部国家特許になつてゐるわけとござい

ます。それで、これから先も、私のところではそういう形をとりたと思つております。それからもう一つは、そうすると報償の問題がござい、これは本庁のほうにも早くその規定をつくつていただきたので、お願いを申し上げておるのですが、できておりませんので、一応所長限りの形をとつておりました、大体それは通産省でとられておるのに右へならせしてゐるわけとござい、それで、もしこれが何らかの形で収入がある場合には、五〇%以内だと思ひました、本人に行き得る。ただしその額はその本人の俸給を越えないことという形になつておりました、その以内には本人に報償として行き得る。残り形をとつてゐるはさうでござい、

○田中(武)委員 現在の段階においては、それじゃ研究所の内規が何かでさういうようなものをつくつておられるわけですか。ただ通産省がさうやつてゐるから何となしに右へならせ、こういうことなんでしょうか。

○橋本説明員 私どものところは、こういう特許がどんどん出てくるものから、本庁でもきつと御準備になつて、ださつておると思ひますが、実はかねてからお願い申し上げてゐたわけとござい、ところが研究がどんどん出てまいりまして、これに収入が伴つた場合に処理に困りますので、所長限りです、すでに相当な歴史を持つところへ大体右へならせしたような形で、一応所長限りでさういうふうな内規的なものをつくつてゐるわけとござい、さういうのでござい、

○田中(武)委員 今度は研究所が持つてゐる特許、これを第三者が使う場合でさう、ロイアルティーといひますか、対価はどういうふうにしてきめておられますか。

○橋本説明員 まだ、いまのところ、対価がそこまできておりませんが、対価はいま申し上げまして、

たうに大部分は国家に入るわけとござい、対価として、その本人の俸給額を越えない範囲内で、本人に報償として入るといふことのつもりでおります。

○田中(武)委員 いや私の言う対価は、利用するほうに何か金を納めさせるのでし、それは何か基準があつてやつておるのか、あるいは利用希望者が数人の場合、その中から特定の一人を選定するやうな場合があると思ひますが、さういふやうな場合には、どういふ方法でやつておられるのかといふことです。だから、特許使用料といふか、さういふ何か金をとるんでし、さういふロイアルティーか何かのやうなやつでさういふやうな基準とか、それから希望者が競合した場合の選択の方法、さういふものはどういふことになつておりますか。

○橋本説明員 大体特許基準が、まだ新しいもので、そのところまで具体的にいつておりませんが、議員さんのお話のとおり、ものいかによつてどのくらいな報償金をとらなければいけないか、また特許料をとらなければいけないかといふことをきめなければならぬ、とは思つております。そのきめる一つの組織は、まだ実はできておりません。それで、いすれさういふやうなときになりましたら、本庁と御相談の上できめたいという気持ちを持つております。ただ思想的には、いま申し上げましたように、それからもう一つは、私どものところは公開の機関でござい、さういふ、なるべく特定の業者に使わせるといふことはやらせたくない、一般のところに、希望のところがあつたら一般にどこにでも使わせる。ただし、私どものところは、先ほど御説明のときに申し上げましたが、相当委託研究だとか共同研究があるわけとござい、その委託研究の場合には、たとへば設備やその他を、委託をしたほうでやはり相当持つております。それでさういふものは、これはやはり特定のものに使わせなければならぬと思ひます。ただし、それは向こうの特許ではなしに、あくまで私のほうの特許で

あつて、何年間の間にそれに相当したもののだけは特定のものにその限り線で使わせる、そういうよりな気持ちで私どもはおるのでございます。それで、一般的にはそういう線はとりたくなくて、なるべく全般に一律に使わせるといふ形をとりたいたいと思つております。

○田中(武)委員 そうすると、現在の時点では、研究所の持つてゐる特許を使つてゐるという企業があるのでしょうか。その場合に、現在では、そういう特許使用料といふものが、そういうものはないので、きめてゐるのですか。

○橋本説明員 目下のところ、実はまだ、そういうような交渉はございませうけれども、使わしてゐません。それはなかなかむずかしいのでございまして、額を一体どのくらいにきめてどうするかということ、それから、やはり特許発明がございまして、発明の中には、いさ公告になりますと、これに對して異議申し立てなんか相当あります。これがみんな通つてから——通つたものが発明でございまして、いづれはいまのような形で特許使用料をきめてからなければいけないと思ひますが、いまのところ、まだそこまでいつておらないのでございします。

○田中(武)委員 これは科学技術庁のほうへお伺いしますが、いまのところ現実にこの金属材料技術研究所ではまだないというのですが、やはりそういうような場合、あるいはほかの機関であるかもわかりませんが、特許使用料についての契約は、国家機関と法人を含む個人との契約になりますね。こういう契約になるのでしょうか。その契約の性質というものはどういふことになります。

○小林(貞)政府委員 その場合の契約は、特許権の所有者は国家でございませうけれども、ただ、契約をいたします立場としては、個人的な私人としての立場でございします。したがつて私法上の契約といふことになると思ひます。

○田中(武)委員 そうしますと、いま現実にないそうですが、八件現実に持つておられるのですから、かりに金属材料技術研究所の特許をAといふ

企業が使用したい、こういうときは、A企業と所長である橋本さんの個人契約、こういうことになるか。それから、これはもちろん私法上の契約です、民法上の契約ですが、あくまで橋本さん個人としての契約はいとして、そうなければそこにまた問題があると思ふのですが、国家機関としての契約になると、権利義務の主体たり得る機関といふものはやはりきまつておると思ふのです。そういう付属機関の長といふか、付属機関それ自体が、私法上の法律に基づく契約、その当事者能力としての資格があるといふのですか、こういう行為能力があるのかないのか、いかがです。

○小林(貞)政府委員 その場合、先ほど申し上げましたように、契約としては私法上の契約になります。特許権者は金属材料技術研究所所長橋本宇一といふ名前にはなつておりますが、やはり権限の主体は国家であらうかと思ひます。したがつて、橋本個人ではなくて、国が私法上の立場で契約するといふことにならうかと思ひます。そこで橋本所長が現実に表面に出てくるわけではございしますが、それが契約の当事者たり得る能力があるかどうか。言いかえれば、国家からそういう契約をする権限を委譲されてゐるかどうかという問題にならうかと思ひますが、ちよつと資料がないので私この場で正確に覚えておりませうけれども、大臣が研究所の所長に特許契約をする権限を委譲してゐるというふうに理解しておるのでございします。権限委譲をして所長がそれを契約できる、こういう体制になつてゐます。ちよつと資料が手元がないので正確にはその点あれでございしますが、もし権限委譲をしてないとなれば、これは大臣が当事者になる、こういうふうにならうかと思ひますが、資料を調べまして正確にお答えさせていただきますと思ひます。

○田中(武)委員 契約当事者たるいわゆる行為能力としての問題は、独立機関であるかどうかといふこと及び主務大臣からどれだけの権限を与えてもらつておるか、むしろ行政組織法上の問題になると思ふのです。だから、いま現実にそういうこ

とがないというなら、まだ研究不足だと思ふのですが、その点をひとつ研究してもらふこと。それからこの考え方が私は二つあるのじゃないかと思ふのです。いま言われているように、いわゆる私法上の契約としてやる場合、と同時に、行政行為としていわゆる使用料という觀念から徴収する場合、これはいわゆる公法上の契約といふのですか、あるいは一方的ないわゆる契約なら双務契約になりませう。ところが、行政上の手続として使用料としてとるなら、一方的に、使用者によつてこれを使ひたければこれだけの金を使用料として払へ、行政法上の使用料という觀念、このほうもあるのじゃないかと思ふのですが、どちらがいいですか。

○小林(貞)政府委員 これはいろいろ考え方があつたといふことは先生御指摘のとおりだと思ひますが、役所によつての従前の例を考へてみますと、たとえば通産省の場合でございまして、これは工業技術院長に権限が委譲されて、そして私法上の契約という形で処理しておるわけではございします。したがつて、先ほど申し上げましたように、私は、現在科学技術庁はそういう体制に権限を委譲されてゐると思つておりますが、ちよつと資料がないので的確にお答えできませんが、あるべき姿としてはそういう形のほうが望ましいのではなからうか、かように考へております。

○田中(武)委員 私法上の双務契約としての考え方と行政法上の一方的な片務契約としての考え方、それをきつりしておくことが、今度入つてきた金の処理、収入をどういふような名目で、雑収入にするのか、手数料収入にするのか、あるいは何かの項目を設けてやるのかといふことも関連してゐると思ふ。それにはやはりこういう付属機関がどこまで行政法上の独立機関たり得るのかといふことも関連すると思ふのです。いまこれ以上突つ込んでみてもどうも答弁できなうないものでこの程度にしますが、ひとつ大臣、お聞きのように、この前からいろいろなこと、大学をも含めて国家機関が開発したあるいは発見したものに

ついでの特許の使用あるいは特許申請の問題等についていろいろ議論が行なわれてゐることは御承知のとおりであります。これをきつりしておかないと、なるほど、いま橋本所長がおっしゃつたように、委託研究といふことである程度私企業が設備なりあるいは研究費なりを投じた場合もあると思ふのです。一般の受ける感じは、国の機関で、国の費用で、国の研究者が研究して特許を売つたものを私人がつかつか企業が使ひ場合に、どんなになつてゐるのか。これはカッパパー8型の輸出の問題に関連してしよつちゅうこの委員会でも議論が行なわれてゐる問題なんです。そこで、いまのところでは科学技術庁自体にそういうのはきつりしたものがなくて通産省の例になつておる、こういうことなのだが、通産省は通産省、科学技術庁は科学技術庁で、そういう内規といふのですか、省令ないし庁令といふのですか、そういうものできめるのがいいのか、あるいは全部の国家機関を一つにした法律ないしは総理府令、政令が何かそういうものでも統一してきめるのがいいのか、いろいろ問題があると思ふのですが、ひとつ長官のときこれを解決してもらいたいと思ふのです。長官の方針があるならば方針を言つていただいて、その方針ののつとつた統一の、あるいはこういう方向でもつてこの問題を解決したい、もし、まだ長官自体が研究がなされてゐないなら、いつごろまでにそういうことをやる。科学技術庁はいわゆる科学行政の総合調整の任務を持つ行政庁です、あなたは長官であるので、ひとつその辺のところをはつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○上原国務大臣 お話を伺つておりました。急遽に国としての方針を確立しなければならぬと思ひます。それから、これに努力をするつもりでございします。庁内でもいろいろと検討中でございます。すので、もうしばらくお待ちいただくようにお願いしたいと思ひます。

○田中(武)委員 特許の問題はその程度にしまして、通産省なりあるいはその他の行政庁なり科

○田中(武)委員 極力努力しているのはわかっておるのだが、ともかく一つの方針を立てて、これとこれは一緒にしたほうがいいのだ、そうしてそれは科学技術庁の付属機関に置くのがいいのだ

らないのです。設置法にはとんでもないでも書けるのですよ。とんでもないとも言ったらおかしいが、設置法にきめてあるからこそ、あるいは設置法に明記してあるからこそ機能ができておるわけです。そ

のですし、それと同時に、もう一つは、やはり私どもの研究所は先ほど田中委員からもお話がございましたけれども、非常に共通の分野なのでございますね。したがって、各産業が連絡をとるのに非

を私どものほうである程度いただくようになっておきます。そこで、共通分野なり将来伸びる分野は、あすこのところであくまで伸びていく。そういう意味で、研究学園都市で総合的に私どもが協

力しなければならぬ分野は向こうでやるという気持ちを持ってあります。

○原委員長 それでは、次の議題に移りますので、説明員には御苦勞さまでした。お引き取り願ってけっこうです。

○原委員長 では、核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「地下資源開発審議会」を「鉱業審議会」に改める。

第四十八条第一項中「前条」を「第四十七条」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則第三項中「廃止」を「失効」に、「この法律は」を「第三十八条の規定は」に改め、附則第四項を次のように改める。

4 附則第二項の規定によるこの法律の失効の日までにした行為に対する罰則の適用については、第四十八条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 国内における核原料資源の開発を促進するため、核原料物質開発促進臨時措置法の存続期間をさらに十年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○原委員長 さて、提案理由の説明を聴取いたします。上原国務大臣。

○上原国務大臣 核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

核原料物質開発促進臨時措置法は、原子力基本法に定める目的の達成に資するため、国内に賦存する核原料資源の開発を促進することを目的として、昭和三十一年五月四日に制定された法律であります。

その内容としましては、通商産業省地質調査所及び原子燃料公社による核原料物質の探鉱及びその開発を、国家的立場から積極的かつ効率的に行なわしめるために、鉱業法の特例を定めていたものであり、その性質上、施行の日から十年以内に廃止するものとされておりました。

本法のもとにおきまして、過去十年間、原子燃料公社及び地質調査所は、積極的な探鉱活動に従事いたしました。日本全国の約三分の二に相当する地域の探査を行なうとともに、有望な地域につきましてさらに精密な調査を行いました結果、人形峠地区、東濃地区等の地域におきまして約四千トンのウラン鉱量を把握する成果をあげてまいりました。

しかしながら、その調査は、いまだ十分に尽くされていない状況でありまして、さらに全国的に有望地域の調査を行なうにあたっては、今後とも原子燃料公社及び地質調査所の探鉱活動に期待するところが大きくなってきて、そのためには、今後なお十年間を要する見込みでありまして、これらの活動によって約二万トンのウラン鉱量を把握できる見込みであります。

今日、核燃料としてのウランの需要に対し、世界における低廉なウラン資源の賦存量はかなり豊富であり、わが国といたしましてはその入手について当面困難を来す事態にはないわけでありましたが、世界各國における原子力発電の開発はもとに著しく、その結果として、将来における低廉なウラン資源の需給逼迫等も考慮するとき、わが国といたしまして、その入手についての情勢の

変化の可能性を十分考慮しておく必要があると存する次第であります。

このような長期的観点に立つて、国内における核原料資源の賦存状況を明確に把握し、その開発の可能性について検討しておくことは、エネルギー資源の安定した供給の保障を考慮する場合、その一つの手段としてきわめて重要な意義を持つものと考えらるべきであります。

以上述べましたような観点から、国内の核原料資源について、原子燃料公社及び地質調査所の探鉱業務を今後とも積極的に続行せしめることはぜひとも必要であり、そのためには探鉱活動の円滑な遂行をはかる上で、その背景として重要な役割りを果たしてきた本法を存続せしめることが必要かつ適切であると考えます。

以上のような理由から、本法をなお十年間存続せしめ、あわせて若干の条文の整理をすることを内容とする本法案を提出することとした次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○原委員長 これより質疑に入ります。

通告がありますのでこれを許します。岡良二君。

○岡委員 いま大臣の提案理由の御説明の中で、ウラン鉱の入手は現在そう困難ではないというふうなお話がありました。事実、ウラン鉱は、今日もはや売り手市場から買い手市場へ大きく転換しようとしておる。いわばその分岐点にいまあるのではないかと、いような感じもいたします。

が、この辺のあたりの国際的なものの見方について、ひとつお聞かせを願いたい。

○上原国務大臣 私どもが、短期間でございませうけれども、感じるところによりまして、金属ウランを買ってこれという申し込みがかなり豊富にあるようでございませうから、いまのところはそんなに不自由ではないと思えますけれども、おっしゃるようになりますと、この分岐点だ、というところになりますと、私どもにはお答えを申し上げかねますので、局長から答えていただきます。

で、局長から答えていただきます。

○村田政府委員 わが国が原子力の研究開発及び利用に着手したところ、約十年前には、世界的なウランの供給見通しは、きわめて限られた情報しかございませうでした。その限られた情報からわれわれが察知したところでは、国際的な移動ということも必ずしも自由でない。また、事実、開発されておりました諸外国のウラン鉱業は、ほとんど直接的に軍事目的の必要性から開発されており、国家の非常な直接統制下に置かれる、そういうようなこと、並びに各國ともそういう原料生産国は、ウラン鉱石の輸出に対して非常に厳格な規制を加えておる、こういうような事情から、その入手ということはきわめてむずかしいものであるという感じが強かったわけでありましたが、その後、第一回、第二回あるいは第三回のジュネーブ会議を通じて、原子力の平和利用を国際的に発展してまいる、政治、外交的にも、国際間の緊張の緩和等の条件もあつたと思つておりますが、軍事利用面に利用されるウランの所要量というものも漸次ピークから下がつてまいりました。

私に記憶しますところでは、約十年前には世界の酸化ウランの生産量は、これは推定でございませうが、年間約四万五千トンぐらいではなからうか、こう見られておりましたものが、現在ではその約半分ぐらい、二万数千トンぐらいに落ちておるといふような情報も聞いておるわけでありませう。これは資源が枯渇したということではございませうで、むしろ需要減のために生産量が押えられた、こういうことだと承知しております。現に、一時非常に積極的に開発を進めようとしたオーストラリアの新鉱山等も、その後仕事を進めておきませんし、カナダあたりの一部の鉱山は閉山しておるというふうなこともあるようございませう。こういふような情勢から、私がたいま申し上げました国並びに南ア連邦などいわれるウランの生産国は、むしろ積極的にウランの輸出をはかるというふうな政策をとつておるようございませう。

で、局長から答えていただきます。

○村田政府委員 わが国が原子力の研究開発及び利用に着手したところ、約十年前には、世界的なウランの供給見通しは、きわめて限られた情報しかございませうでした。その限られた情報からわれわれが察知したところでは、国際的な移動ということも必ずしも自由でない。また、事実、開発されておりました諸外国のウラン鉱業は、ほとんど直接的に軍事目的の必要性から開発されており、国家の非常な直接統制下に置かれる、そういうようなこと、並びに各國ともそういう原料生産国は、ウラン鉱石の輸出に対して非常に厳格な規制を加えておる、こういうような事情から、その入手ということはきわめてむずかしいものであるという感じが強かったわけでありましたが、その後、第一回、第二回あるいは第三回のジュネーブ会議を通じて、原子力の平和利用を国際的に発展してまいる、政治、外交的にも、国際間の緊張の緩和等の条件もあつたと思つておりますが、軍事利用面に利用されるウランの所要量というものも漸次ピークから下がつてまいりました。

私に記憶しますところでは、約十年前には世界の酸化ウランの生産量は、これは推定でございませうが、年間約四万五千トンぐらいではなからうか、こう見られておりましたものが、現在ではその約半分ぐらい、二万数千トンぐらいに落ちておるといふような情報も聞いておるわけでありませう。これは資源が枯渇したということではございませうで、むしろ需要減のために生産量が押えられた、こういうことだと承知しております。現に、一時非常に積極的に開発を進めようとしたオーストラリアの新鉱山等も、その後仕事を進めておきませんし、カナダあたりの一部の鉱山は閉山しておるというふうなこともあるようございませう。こういふような情勢から、私がたいま申し上げました国並びに南ア連邦などいわれるウランの生産国は、むしろ積極的にウランの輸出をはかるというふうな政策をとつておるようございませう。

ざいまして、わが国に対して、先ほど長官のおことばがございましたように、これまでにも二、三、そのような、きわめて非公式ではございますが、ウランを買わないかというようなアプローチがあった事実がございます。そのような点から見まして、ただいま閣下先生御指摘のとおり、買取りの立場も強くなってきたということは申されるかと思ひます。

○岡委員 日本でも、今後動力炉がかなり急速にふえてくる形勢でもあるし、それから世界各國においても幾何級数的に動力炉の設置その他、その発電の出力もふえてきておるような数字を承つておるのでございます。そこで、賦存状況としては世界で五十万トン程度のウラン鉱だともいわれてゐるし、そういうことだから、いままだお値段も安いというときに、オーストラリアなりカナダなりから、そういう申し込みがあったら、日本としても、国内探鉱もさることながら、一方においては、長期の契約においてウランの確保をはかるという政策も考えられていいのじゃないか、こういうことなんです、いかがなものでしょうか。

○村田政府委員 先ほど私が申し上げました、南ア、カナダ、オーストラリア等からの非公式なわが国への接触は長期契約ということではございせん、ある量のウランをまとめて買取り買取りかうかというふうなお話でございます。

ただいま御質問にございましたような長期契約という観点からは、そのような海外との供給ルートをつけておくという問題はまた別かと思ひわけでありまして、将来わが国において原子力発電の規模が非常に大きくなるのが予想されます今日、燃料の供給源の確保というのが最も大切なことでございまして、私どもとしましては、国内における資源の探査の充実ということと並行しまして、海外における、ただいま御指摘のような供給源の確保についての措置をとることの可能性ということは十分検討を進めてまいりたいと考えております。

そのような見地から、ややおそまきかもしれま

せんが、四十一年度予算におきまして、原子燃料公社に、若干ではございますが、海外調査費をつけてございまして、これもそのような趣旨でお願いしておるわけでございます。

○岡委員 昨年、国際原子力機関の総会のときに、東南アジアのほうから来られた代表の方をお招きして、村田さんもたしか同席をしてもらったのじゃないかと思ひますが、そのときの話題としてもこの問題が出たわけでございます。そのときに、その東南アジアの代表の御意見では、まだ自分の国では探鉱の手も伸びておらない、また、他の第三国が探鉱に着手したところもない、そういう状況であるから、いわんや、自分の国で製錬などということにはまだ手が及びかねてゐるのだというふうな率直な話もあったのでございます。そういうことになれば、やはり日本の、いわゆる南北問題の解決の一翼として、探鉱なり製錬なりについて、やはり近い東南アジアの国々との間における技術的な協力というものも十分可能ではないかと、私は、そのときの相手方のお話を聞いて感じておったわけなんです、こういうことも政府としてはやはり燃料政策の一環として考えてもらいたいと思ひわけです。

○村田政府委員 岡先生の御趣旨まことにございともでございます、これまでも一、二そういう技術者を派遣するようなことも考えたことがなかったわけではございませんが、種々問題がございまして実現を見なかつたような実情でございす。これからもう少しそういった点は積極的に計画し、努力してまいりたいと思ひます。

○岡委員 それから、ウランの国内の探鉱計画と申しますか、これを今後十年間引き続いて進めてまいりたいという御計画のようであります、このようなことは、すでに、どこの国でございしたか、ちょっと私は忘れましてたけれども、自分の国にはウランはもうないのだというので一応あきらめかけておったけれども、しかし、その国の原子力委員長であったが、もう一、二年予算をつけてくれといつて、予算をつけたら、かなり豊富

なウランが発見されたということがあった。たしかこれはフランスではなかったかと私は聞いてゐるわけですが、そういうことで、日本の国内におけるウラン資源については、どうも一般的に非常に悲観的な見通しに立つておられるような感じが私はするわけですが、これもやはり、いま申し上げましたように、いつどこに出てくるかわからない性質のものでもありますし、おそらく地質学的にもあれはそういう性質を持つてゐるものではないかと、私はしろうとながら推察するので、国内におけるウランの探鉱、開発については、ぜひ御努力をお願いしたいと思ひわけですが、この点もひとつ長官の御意見をお聞きしておきたいと思ひます。

○上原国務大臣 御説のようなわけで、この法律を十年間延長してほし、こういうことをお願いしてゐるわけではございまして、確かに鉱石として含量が少ないという欠点はございするけれども、そんなに悲観したものではないといふことが探鉱の結果だんだんとわかつてまいりまして、結局、もう十年延長させていただいて、そうして精査を続けたら、ウラン鉱にしまして二万トンぐらいのものは国内生産が可能であらう、こういうことで、それを突きとめるまで延長していただきたい、こういうわけなのであります。

○岡委員 それから、この間もちょっと持ち出されまして、核燃料の民有化という方針を一応原子力委員会としては打ち出された。私は、これは、現在の日本のいろいろな事情から考えて、非常に早計ではないかという感じを持つてゐるわけでありす。なぜ、ああいうものを打ち出されたか、この間の率直な経過をお知らせ願ひたい。

○上原国務大臣 核燃料の民有化を許しませんでしたことは、日本が使つてゐる核燃料が民有化し得ないという条約上の制約があったからのようでございます。アメリカが民有化されてまいりましたので、そろそろ民有化してもいいのではないかという議論が原子力委員会の中でも起こつたわけでありす。そうしてそれに拍車をかけましたのは、先ほどおつしやいました長期の契約というふう

なものをも民間公社がしようといひますれば、どうしても民有ということが実現しないと困難になる。そうして、政府がどんなに長期の計画を立てましても、来年の分までしか契約できない。つまり債務負担行為ですが、こういうことをやりましても、一、二年のことしかできないが、世界の各地が民有化されたのでございまして、日本の民間公社と契約すれば長期の契約も可能になる、こういうことで民有にしたほうがよいのではないかと議論がだんだんと勢いを得たわけでございます。そうして早計ではないかとおつしやる意味は、たぶんそれは危険ではないか、安全性に不安がある、こういうおぼしめしかと思ひのでございす。その点はたいして心配がないようでございますが、それにつきましては局長から答えていただきますが、そういうわけで民有化を進めてまいつたらという議論が出てきたわけでありす。

○岡委員 それでは現在民有化の方針をきめた国はアメリカのほかどこにありますか。

○村田政府委員 わが国もまだ正式に決定いたしておるわけではございせん、その方針で行きたいといふことを委員会御検討いただいておるわけでありす、今日現在において、はつきり特殊核物質の民有化といふことを法的にも打ち出しておるすのはアメリカだけでございす。

○岡委員 そのアメリカにいたしまして、おとし私どもが担当のコミッショナーと会つたときの話では、一九六九年にはトルエンリッチメントをやるのだ、したがつてすべての核物質の民有化は一九七三年である、あと八年先のことであります。でありますから、いまのところ、どこの国もまだ民有化の方針は、アメリカだけが打ち出したけれども、これも八年先でなければ民有にしないという状況の中で、アメリカがその方針を打ち出したから、いち早く日本の原子力委員会もこれを打ち出さなければならぬという理由は私はあり得ないと思ひます。

いま一つ、この長期契約の問題に長官は触れられましたけれども、しかし、原子力委員会の動力炉開発懇談会では、核燃料の自主的開発というこ

とを非常に強うたつておられますね。ところが現在、核燃料の自主的開発とはいいながら、その第一歩である、たとえば東海発電所の燃料にいたしまして、英国との間に十年の供給契約を持っております。また今度BWRを、二号炉としてですけれども、各電力会社もそれぞれ軽水炉をつくらうという。ところが軽水炉の燃料である濃縮ウランというものを輸出し得る国はアメリカしかないわけですね。そういうようなことで、いち早く日本が民有化を許すという方針を、いまあわててアメリカにならうと右へならえでとるということになると、自主的な燃料サイクルの確立という点から見ても、私は決してそれは賢明なことではないのではないか、こう思う。そういう点では、私はいまの大臣の御説明は納得いたしがたい。

○村田政府委員 私どもの考え方としては、燃料の所有権を国が持つか、あるいは民間の会社が持つかということは全然無関係と申せませんけれども、しかし、わが国の燃料政策の基本である自立体制の早期確立、こういうことと正面から矛盾するものではないと考えておるわけでありまして、ことばをかえて申しますと、民有化にいたしております。国の政策として国内における燃料のサイクルを確立していく方式をとっていくということはできるもの、こう考えております。具体的にはいろいろございますが、民間で原子力発電所をつくらう、こうなりましたときには、現行原子炉等規制法に基づきまして、設置の許可を申請してまいるなければなりません。この許可を与えるにあたりまして法第二十四条でございますが、許可の基準が明記されておまして、その許可の基準は、安全性はもとよりでございますが、わが国の原子力開発と計画利用の遂行に支障を及ぼすおそれがないことというのが許可の基準とされておるわけですね。計画的利用の遂行とは何をいうか、これは政策としての核燃料供給体制の樹立、このことがあるわけでございます。その面からする行政的指導はこの条項によって可能である。そのほかございますが、おもな点としては

たとえばそういうようなことで民有化ということと燃料政策の遂行ということとを両立させるものというふうな考えまして、ただいま民有化の方針を検討いたしておるわけでありまして。

○岡委員 そのことは私も聞かされて知っておるのですけれども、ただ、これまで核燃料の民有化を急げという声が一体どこから起こっていったかという問題です。そうして、そういう声を起こす分野の力が、日本における計画的な燃料サイクルの自主的確立をゆがめる力ともなりかねないということを私は心配しておる。にもかかわらず、原子力委員会がそうした声に屈服したような形ではない、早くあつた方針を一応打ち立てられたということが、燃料サイクルの自主的確立のことに大きな障害ではないかという心配から私は申しておるのであります。すなわち、政府等においては、ただいま村田局長の指摘されたような条文はあるけれども、実際の実施面における力関係において、はたしてそのように法律の指示する方向に行き得るかどうかという点、それはいち早く日本がそういう方針を打ち出したというその打ち出した経過から察しても、私はどうもこれでは原子力政策の最も重要な一環である燃料サイクルの自主的確立というものがゆがめられはしないかという心配から、そういう現実の力関係を考慮して申し上げておるわけでございます。

それからもう一つ、もともと、日本は国際原子力機関に一番忠実な国だと私は思っています。国際原子力機関はもとと出発の当時、一九五三年の十二月にアイゼンハワー大統領が国連で演説をされた。あの演説がきっかけとなって国際原子力機関ができた。ところがあの演説の趣旨の一つは、いわゆる核燃料等は、天然ウランを含めまして、国際原子力機関がいわば核燃料のバンクになる、銀行になって、平和利用のための燃料というものは、国際原子力機関がいわばあつて、仲介をしつつ、これをそれぞれの国において平和利用に貢献せしめようではないかという原則から出発した。そういうことから国際原子力機関が発足して

おる。であるから東海発電所のごときは、世界でもほかの国に類を見ない、初めて率先してわれわれは国際原子力機関の査察を受けるという方向に切りかえておるわけですね。そういうようなものが今日の今日のあり方から見ても、また国際原子力機関の国際的な任務から見ても、従来、国際原子力機関に対してきわめて忠実であった日本の原子力政策からも、これを民有化していくという方針は非常に脇道にずれてくるような感じがしてしかたがない。矛盾をしてくるのじゃないか。どういうわけでそういう矛盾をあえておさなければならぬのか。

○村田政府委員 ただいま先生のお話を伺っております。問題は二つあると思うわけでございます。それは、一方で、燃料政策上の基本線として国内における燃料サイクルを早期に確立していくべきであるという方針と、それから他方でいま一つ、先生のお話の中に触れておられなかったと思うのですが、わが国におきまして、長期エネルギー政策の観点から、将来の発展に備えて原子力発電にできるだけ早く着手し、これを開発していくという方針、この二つがございまして、この二つをどのようににかみ合わせていくかということが現実の政策上のポイントにならうかと思っております。わが国におきましては、原子力発電を民営の電気事業者が協力して行なうようにしてまいり、この線で長期計画も定めてございまして、民営の電気事業者が原子力発電を推進しやすいようにしていく、他方で核燃料政策上必要な方針は十分に確保されていくようにいたしていく、その両方の要請をあんばいいたしていく、そして両方とも支障がない線で進めていくということが、原子力委員会におきまして現在考えられておる基本的なラインではなからうかと私は思っております。ただいまのような民有化を進めようということが少なくとも私どもの判断では、現状におきましては、民営電気事業者の原子力発電計画を促進していく上に有効な措置であるとお見えておるわけでありまして、その

有効な措置が、国の他の重要な施策である核燃料政策に支障を及ぼすようでは困るわけでありまして、そのようなことは許可時にあたつて十分判断してさせない、こういうことが厳として確立しておりますならばやっているとではなからうか、こう考えておるわけでありまして。

それから国際原子力機関を通じての燃料の供給という問題でございますが、これは岡先生の御指摘のとおり、国際原子力機関が設立されるときに、重要な機能として国際間における特殊核物質を含む燃料の供給チャンネルになることが期待され、要望されておつたわけで、憲章にそのことがはっきり掲げられておるわけでありまして。わが国は国際原子力機関を中心に、原子力平和利用の開発を進めるといふ観点から、その設立の翌年でございますが、一九五八年、いち早く国際原子力機関を通じて天然ウラン四トンを入手する、こういうことも行なつてきたことは御案内のとおりであります。この燃料はただいま国産一号炉の燃料に使われておるわけでありまして。しかしながら、現実にはそのような政策を進めてまいりました結果明らかになったことは、国際原子力機関を通じて入手します燃料が直接生産国——天然ウランの場合にはカナダでございますし、あるいは濃縮ウランでございますとアメリカ、そういう二つの国から直接入手します場合に比べまして、現行の国際原子力機関のやり方によりまして、手数料が加わつてどうしても高くなるという矛盾があるわけでありまして。少量の燃料、かつまた国の機関において使いますような、先ほど申しました国産一号炉の燃料などの場合にはまだしもでございますが、大量に燃料を使用して、しかも、その燃料の価格が発電コストに大きく影響する、という原子力発電の場合に、わざわざ高い燃料を国際原子力機関から輸入しなければならぬということでございます。私冒頭に申し上げましたような、原子力発電の開発の推進ということとぶつかることになるわけでありまして、私どもとしては、国際原子力機関を通じて入手する方法の一刻も早く確立されること

を希望し、期待しておるわけでございますが、現実、ただいまのところの状況は、残念ながらそうなっておらないところであるわけでありまして、民有化になりまして、国際原子力機関から入手するほうが便利である、あるいは値段は安からないうことでございますれば、そのような行政指導もできるものと思つておるわけでありまして、そういう観点もございまして、昨年の国際原子力機関東京総会におきましては、わがほう代表の代表演説の中で、たしか、この点についての国際原子力機関の機能が現在果たされていゝとはいえない、今後その点に十分努力すべきであるといふことを発言いたしておると記憶いたしますが、そのような考え方は私どもも十分心しておりますところでございます。

○岡委員 去年選ばれて、日本の代表が今度の国際原子力機関の理事長でしよう。だから、そういう点で各国が国際原子力機関の本来の使命を全うし得るようには、私は手数料がどれだけかかるか知らないけれども、そういうふうに国際原子力機関の機能を改善させる任務があるのであつて、たまたま四トン買った、ところがそれは高かつた——たいしたこともなかつた、私は思うが、残りの四トン分はよそから買った、というふうな、そういうちぐはぐなやり方をしないで、やはりこれは重要な問題なんだから、国際協力機関の重要なこととして、彼らの要請を率先して受け入れていゝる日本としては、燃料政策においてもそういうところがあつていいのじゃないか。この点は、いま申しましたように、理事長国である日本が特に総会においても発言しておるのだから、やはり責任ある改善をはかるという方向で努力すべきである。単に四トンの天然ウランがカナダから買ふよりも高かつたからというふうなことだけで、この問題は民有化に移して、自由かつてどこからでも買えるようにするといふような考え方は、政府の原子力政策といふものの權威の立場からいつても私にはとるべきじゃないと思ふ。

それから民間電力にまかしてと言われますけれども、民間電力が軽水炉を導入して、そしていまの調子ではあつたらぬにもとらぬとありあへず、三カ所はできそうな気配にある。これは今後ますますふえていく可能性もあるだろう。しかし電力業者の立場から見ても、この原子力の発電といふものは一つの大きな冒険を伴ふ仕事だ。電力業者とすれば、やはり燃料の供給の安定と価格の適正化ないしコストの低廉といふことが必須な条件と考えなければならぬ。にもかかわらず、軽水炉の導入といふものはやはり冒険が伴ふ。いわばリスクがあると思ふ。これは当然予想していいことだと思ふ。そういう場合、たとえばドイツでは、私が役所から聞いたドイツにおける原子力事情を見ると、一九六二年の原子力開発促進計画と称するドイツの原子力政策の最終的な方針の決定の中では、初期段階の燃料は国の費用において出してやろうというふうなこともうたつておるのですね。そこまでするたつておるのだから、日本も積極的に原子力の開発を進めようとするならば、国がやはりそこまでするべきである。単なる大蔵省の予算関係や予算の取り扱いから、まあこれはしかたがないといふようなことで事軽々と見のがすべきものではない。しかも、ドイツのあの開発促進計画を見ると、民間電力会社にとつては非常なリスクを伴ふものであるから、政府としても援助をすべきであると同時に、ドイツが核燃料の自主的開発をはかる立場から、民間のかつてな類型の選択は許さないといいことを暗示する、異例な措置をとり得ることもあるといふことが書いてあるのですね。そこまでする燃料サイクルの自主的確立のために政府自体が大きな綱を張つて、そして自主的なサイクル確立の方向を進めようとしておるわけですね。日本は全然逆コースなんです。そういうことで、政府の中で計画に支障がある云々といふもの、単なるそういうことでは、私は民有化といふものの理由にはならない、こういう点は、私は民有化の方針をとられたことにはまだ賛意を表しがたいので、特に原子力委員会としてももう一つ再考を願ひたい。特にいま、御存じのように、

軍縮会議がジュネーブで開かれておる。そこで一番大きな問題になっておるのは、一つは核拡散の防止並びに核軍縮の問題です。ところで核拡散の防止については、一応米ソの提案が出ておるわけですね。この米ソの核拡散の防止については政府も一応原則的にはこれを推進すべきだといふことになりまして、そこでアメリカの提案を見ますと、「この条約の各非核保有締約国は、核兵器の製造で援助を求めたり、または受けたり、あるいはみずからそのような援助を与えたりしないことを約束する。」といふことがアメリカの提案の中にあつて、私には、アメリカの提案のすべてが是だといふものではございませぬ。しかしアメリカの提案にあるのと同様な趣旨の提案がソビエトの提案の中にもある。「核兵器を保有する本条約加盟国は、現在核兵器を保有していない国家の核兵器生産、あるいは生産準備、もしくは実験を、直接にであれ、第三者の国家あるいは国家集団を通じて間接にであれ、援助しないことに同意し、核兵器の生産もしくは使用に用い得る一切の生産に関する科学研究上の、あるいはその他の情報及び文書を譲渡しないことに同意する。」というところが、これはその他、核兵器保有国自体の均衡ある義務なり責任をも加えたものでなければわが国としても承認をし得ないといふことは、この間も下田外務次官なり外務大臣のほうでも言つておられるけれども、しかし少なくとも核拡散防止条約といふものの中にはこの条項は当然含まれなければならない。この条項は結局濃縮ウランとか、あるいはプルトニウムとかいふ核物質なり、特殊核物質といふものについての任意な自由な国から国への移転といふようなものは認むべきではない。少なくともこれは規制すべきであるといふふうに私は読み取つておるわけですね。こういういふ非常に重要な、国際世論の注目を浴びておる核拡散条約の米ソ提案は、根本的に食い違つておりますが、この点で共通なんです。おそらく核拡散防止条約は当然こうした状況が繰り返されるに違ひないと思ふ。私は、いま申し上げたように、米ソの提案の

いま読み上げた点は、核物質の自由なる国から国への移転といふものは、たとえいかなる理由があつても、一応これは規制をしなげやならないといふふ化という方針における野放しにして、一方の国のメーカーと日本国のメーカーとの間に自由なる移動が許されるというふうな方針を許すといふことは、いまより大きな視野にのける重要な原子力の平和利用という観点から、こういう民有化の方針といふものは私は矛盾すると思ふ。こういう点においても原子力委員会は、もっと高次の視野に立つて考慮すべきじゃないか。先般いち早くただアメリカが民有化の方針をきめたからといふので、それに追随するようになつておる。しかもアメリカは、今度シングルバツケー方式をとつて、濃縮ウランの濃縮もいたしましよ。再処理もいたしましよ。しかも濃縮ウラン軽水炉を買おうとしておる国といふのは、ドイツで三基買ひ。あとはほとんどないやありませんか。そうすれば、日本は市場として最もわれわれがおる価値ある市場でなければならぬ。この日本がみずから手を広げて市場であることを進んで明らかにしようといふような態度は、少なくとも權威ある原子力委員会の方針としてもならないとらぬ。この点は議論にわたりますから、またあとあとの問題としてもう一度原子力委員会としても再検討してもらいたい。こういう重大な核拡散防止条約の関連においてあのような方針が妥当であるかどうか、もう一度再検討していただきたいといふことをこの機会に強く要望をして質問を終わります。

○原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる三月九日水曜日午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開くこととし、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

昭和四十一年三月八日印刷

昭和四十一年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局